

(平成25年12月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年3月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで
③ 昭和52年4月から53年3月まで

昭和47年10月に婚姻後、国民年金保険料については、私か私の夫が、自治会の納税組合を通じて定期的に納付しており、申立期間の保険料が未納となることは考え難いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の主張は納税組合を通じて定期的に国民年金保険料を納付していたとするものであるが、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿により、当該期間直前の昭和50年1月から同年12月までの期間及び申立期間直後の51年4月から52年3月までの期間の保険料が同一日（昭和52年4月26日）にまとめて納付されていることが確認できることから、申立期間②を含めた過年度納付書が申立人に発行されたと考えるのが自然である。このことを考慮すると、当該期間の保険料についても納付されていたとしても不自然ではない。

一方、申立期間①については、当該期間の直前の昭和43年8月から48年3月までの保険料についても未納とされているところ、申立人及びその夫には婚姻後に国民年金の手続を行ったとする明確な記憶は無く、前述の被保険者名簿により、申立期間①直後の49年4月から同年12月までの保険料は50年1月17日に納付されていることが確認できることから、当該時点まで未納とされていたと推認されるなど、申立人及びその夫が申立期間①の保険料を納付したことを示す事情は見当たらない。

また、申立期間③については、申立人の国民年金被保険者台帳の記載により、当該期間以降に、当該期間に係る保険料納付についての催告書と過年度納付書が発行されたと推認できるが、申立人の保険料の納付に係る記憶は明確ではない上、当該期間の保険料を納付していたことを示す事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその夫が申立期間①及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成16年10月27日、資格喪失日が17年5月1日と記録され、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月30日から同年5月1日まで

私は、A社を平成17年4月30日に退職し、給与支給明細書から同年4月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成16年10月27日、資格喪失日が17年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録、A社が提出した申立人に係る平成17年分賃金台帳及び申立人が提出した給与支給明細書から、申立人は、同社に17年4月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の賃金台帳において確認

できる保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に事務処理を誤り、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、資格喪失日の訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成17年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和44年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月16日から同年5月16日まで

私は、昭和35年3月にA社に入社し、47年10月に退職するまで、同社又はその関連会社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社が提出した退職証明書及び同社からの回答により、申立人が申立期間を含む昭和35年3月11日から47年10月15日までの期間において、A社又はその関連会社であるD社に勤務していたことが確認できる。

また、B社が提出した申立人に係る人事記録に、「44. 3. 15 退職 D社勤務の為」及び「44. 3. 16 採用 D社E事業所長付」と記載されていることが確認できるところ、B社は、「関連会社であるD社の従業員をA社C支社の厚生年金保険被保険者として取り扱っていた。」と回答している。

さらに、B社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について、事業所間を異動しても保険料は継続して控除していた旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社に係る厚生年金保険被保険者原票における昭和44年5月の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、B社が提出した申立人に係るA社C支社の「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、事業主は申立人の同被保険者資格の取得日を昭和44年5月16日と届け出ていることが確認でき、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月及び同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①のうち、平成19年1月11日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年1月1日から同年2月1日まで
② 平成19年3月1日から同年7月1日まで
③ 平成20年9月28日から同年10月1日まで

申立期間①について、私が所持しているA社から受け取った給料支払明細において、平成19年1月の給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、同年同月に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間②について、私がA社に勤務していた期間のうち、当該期間についての標準報酬月額が給料支払明細から確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う額に比べて低い額で記録されていることが分かった。

申立期間③について、私がB社を退職した日は、同社との合意により平成20年9月30日としたことを記憶しており、同社から受け取った給料支払明細において、同年9月の給与から厚生年金保険料が控除されているに

もかかわらず、同年同月に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間①及び③については、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成19年1月11日から同年2月1日までの期間については、雇用保険の被保険者記録、申立人が提出したA社に係る同年1月の給料支払明細及び同社に係る社会保険事務を受託していた社会保険労務士が保管する賃金台帳の写しから判断すると、申立人は当該期間において同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、当該期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細で確認できる報酬月額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の社会保険労務士が保管するA社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人の資格取得日が平成19年2月1日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る同年同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成19年1月1日から同年同月10日までの期間については、雇用保険の被保険者記録、申立人が提出したA社との短期雇用契約書及び前述の賃金台帳の写しから、申立人が18年11月11日から同社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、前述の雇用契約書によると、申立人は短期雇用従業員としての雇用とされているところ、申立人が提出したA社に係る平成18年11月及び同年12月の給料支払明細並びに賃金台帳の写しにより、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、同社では短期雇用従業員

を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①のうち平成19年1月1日から同年同月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②における標準報酬月額については、特例法により、申立人が提出した当該期間に係るA社の給料支払明細並びに前述の賃金台帳の写しにより確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人の資格取得時に係る報酬月額が15万2,750円と記載されていることから、事業主は、前述の給料支払明細等で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③については、申立人は、平成20年9月30日にB社を退職したと主張しているところ、申立人が提出した給料支払明細及び同社に係る社会保険事務を受託していた社会保険労務士が提出した賃金台帳の写しにより、同社が給与からの厚生年金保険料の控除を当月控除としていたことが確認できることから、申立人は当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

しかしながら、前述の賃金台帳の写しには、申立人の欄に「9/27 退」と記載されており、前述の社会保険労務士が保管する申立人の「雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）」及び「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）」には、離職年月日が平成20年9月27日と記載されている。

また、前述の離職日は、社会保険労務士が保管する同社に係る「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」に記載された申立人の資格喪失年月日及びオンライン記録と符合していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第14条第2号の規定において、被保険者は、その事業所に使用されなくなったときに該当するに至った日の翌日に被保険者の資格を喪失すると定められている。また、同法第19条第1項の規定において、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者

の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入すると定められているところ、申立人のB社における退職日は、前述のとおり平成20年9月27日と認められることから、申立人が主張する申立期間③を厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、平成20年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが推認できるものの、申立期間③について、申立人はB社に使用されていた者であったことが確認できないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月31日から同年8月1日まで

私は、平成17年1月1日にA社に入社後、同年7月31日付けで同社を退職した。同社から支給された同年7月の給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、税務署が提供した平成17年分の確定申告書及び源泉徴収票並びに申立人の給与が振り込まれていた預金口座の取引明細表により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、A社は、「当時の事務担当者は既に退職しており、経理事務等を委託している会計事務所にも資料が残っていないため、当時の厚生年金保険事務の取扱状況は不明である。しかし、申立人は、正社員として平成17年7月31日まで勤務していたことから、当時の事務担当者は申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除したものである。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述のとおり推認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額及び申立人のA社における平成17年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が所持している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しにより、事業主が申立人の被保険者資格喪失日を平成17年7月31日と記載して届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を23万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 25 日
② 平成 15 年 12 月 12 日
③ 平成 16 年 12 月 10 日

私は、A社に勤務していた申立期間①、②及び③において賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、調査の上、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、i) B市が提供した申立人に係る平成 17 年度（平成 16 年所得分）所得照会回答用証明書により確認できる申立人の平成 16 年の給与収入額、ii) オンライン記録により確認できる申立人の同年 7 月の標準賞与額、iii) 公共職業安定所から提供された支給台帳全記録照会における離職時（平成 17 年 6 月 15 日）の賃金日額により推計した申立人の 16 年 12 月の給与月額、iv) A社に係るオンライン記録により申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の同年中の給与明細書における報酬月額の推移から判断すると、申立人は当該期間において同社から標準賞与額 23 万 7,000 円に相当する賞与を支給されたことが推認できる。

また、A社が交付した申立期間③に係る前述の同僚の給与明細書（賞与）により標準賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確

認できることから判断すると、申立人についても、当該期間において、前述の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと推認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は申立期間③においてA社から標準賞与額 23 万 7,000 円に相当する賞与が支給され、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により同賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「当時の関係資料を保管しておらず、不明である。」と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、前述の厚生年金保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①及び②については、申立人は当該期間に係る給与明細書（賞与）を所持しておらず、A社も賃金台帳等の資料を保管していない上、申立人が当該期間において居住していたと供述しているB市は、「書類保存期限を経過しており、平成 16 年度（平成 15 年所得分）の給与所得は確認できない。」と回答しており、ほかに、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和62年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月1日から同年6月1日まで

私は、A社から関連企業のC社へ転籍したが、空白期間は1日も無く勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びオンライン記録により申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、申立人と一緒にA社からC社に転籍した同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和62年4月1日にA社からC社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

また、C社に係る厚生年金保険の新規適用日は、オンライン記録により昭和62年6月1日であることが確認できるところ、オンライン記録により当該新規適用日と同日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している7人（申立人を含む。）のうち、関連会社間の転籍者であった6人が、転籍元事業所であるA社又は同社関連会社において同年4月1日に同被保険者資格を喪失していることが確認できる。

前述の状況について、B社は、「関連企業を設立し従業員を転籍させる場合の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失手続については、転籍先事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となる同じ日付で、転籍元事業所での資格喪失及び転籍先事業所での資格取得の手続を行っていた。しかし、C社の

設立時においては、事務的な過誤により、同社の新規適用日前に、A社で資格喪失の手続を行ってしまった。申立期間においては、A社から給与が支給されており、給与から厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険の被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、A社が加入しているD厚生年金基金及び社会保険事務所の記録における資格喪失日が昭和62年4月1日であり、同基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 50 年 3 月まで

昭和 46 年 3 月に結婚した後、元義母が私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料についても、元義母が、元夫と元義母の分と一緒に、毎月来ていた集金人を通じ納付してくれていた。元夫の保険料は全て納付されており、私の分の保険料が納付されていないことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の記号番号の前後の国民年金任意加入被保険者の資格取得日の記録から、昭和 50 年 12 月 23 日頃に払い出されたと推認できる上、A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金被保険者資格取得に係る処理日が同日であることが確認できることから、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと考えられる。

また、前述の申立人の加入手続が行われるまで、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間当時において、申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の元夫及び元義母の申立期間に係る国民年金保険料は、申立人の加入手続が行われた時点では、既に納付済みであったことがうかがえる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が主張するように、申立人の元義母が、申立期間において申立人の保険料を申立人の元夫及び元義母の分と一緒に集金人を通じて納付していたとは考え難い。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与していない上、当該加入手続を行い、保険料を納付していたとする元義母は

既に死亡しており、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人及びその元義母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4941

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月11日から39年6月11日まで

私は、昭和38年6月11日に友人と一緒にA社に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が39年6月11日となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険被保険者資格の取得日は、雇用保険の記録により昭和39年6月11日とされていることが確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している上、同被保険者原票において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した日の前後1年間に同資格を取得したことが確認できる同僚5人の同社における雇用保険被保険者資格の取得日は、前述の被保険者原票で確認できるそれぞれの厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

また、申立人が一緒に入社したと供述する同僚は、既に死亡しているため当時の状況を聴取することはできないが、前述の被保険者原票によると、当該同僚のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同日の昭和39年6月11日とされていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者原票から、申立期間において厚生年金保険被保険者資格が確認できる複数の同僚からも、申立人が当該期間にA社に勤務していた旨の供述を得ることができない。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、後継事業所の事業主は、申立期間当時の資料を保管していない旨回答しており、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金

保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（鹿児島）厚生年金事案 4942

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月 29 日から 34 年 12 月頃まで
② 昭和 35 年 1 月頃から 36 年 1 月 6 日まで

申立期間①については、A市（現在は、B市）に所在したC社に勤務し、申立期間②については、D社に勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C社本社（所在地は、E市）は、当時の資料等は何も残されていないが、正社員については社員リストがあり、その中に申立人の姓名を確認することができないことから、少なくとも申立人は正社員としての雇用は無かったと思われる旨回答している上、申立てのC社（健康保険厚生年金保険適用事業所の当時の所在地は、F市。現在は、B市）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間の一部期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、回答が得られた同僚は、申立人を記憶していない旨の供述をしていることから、申立人の当該期間における勤務実態を推認することができない。

また、前述の被保険者名簿には申立人の厚生年金保険被保険者記録を確認することはできない上、申立期間①における健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人が姓を挙げた同僚二人についても前述の被保険者名簿においてその姓を確認することができない。

加えて、C社は、申立期間①当時の資料を保管しておらず、当該期間に

における申立人の厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、当時のD社の事務担当者の姓及び取引先の事業所名について供述しているところ、当該期間において同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が、申立人と同様の供述をしていることから判断すると、申立人は、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿に申立人の厚生年金保険被保険者記録を確認することはできない上、申立期間②における健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、D社は、申立期間②当時の資料を保管しておらず、当該期間における申立人の厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
私は、A社（現在は、B社）に昭和 57 年 10 月 1 日から正社員として入社したにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録は同年 12 月 1 日からの加入とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 57 年 10 月 1 日から勤務していたと主張しているが、雇用保険の被保険者記録により、申立人の同被保険者資格の取得日は、同年 12 月 1 日とされており、B社は、「当時の資料は何も残されていないため、申立人の勤務実態を確認することはできない。」と回答していることから、申立人の申立期間における申立事業所に係る勤務実態を推認することができない。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険被保険者記録は、オンライン記録と一致している上、遡って訂正されるなど不自然な形跡は見当たらない。

さらに、B社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月頃から 50 年 8 月頃まで
② 昭和 50 年 9 月頃から 56 年 8 月頃まで

申立期間①について、私の子が小学校に入学する少し前に、私の元夫が A 県 B 市 C 区において D 社を設立した。同社は E 社の仕事を請け負っており、私は D 社の F 業務担当の従業員として勤務した。

申立期間②について、G 県 H 町（現在は、I 市）に帰郷してすぐに、元夫が J 社を設立し、私は同社の従業員として勤務した。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 4 人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、D 社が厚生年金保険の適用事業所であったのは昭和 46 年 10 月 1 日から 50 年 8 月 26 日までの期間であり、申立期間①のうち 46 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間については適用事業所であったことが確認できない。

また、申立期間①のうち昭和 46 年 10 月 1 日から 50 年 8 月 25 日までの期間については、申立人の元夫の被保険者原票における被扶養者氏名欄に申立人の名が記載されていることから、申立人は元夫の健康保険の被扶養者となっていたことが確認できる。

さらに、前述の同僚のうち一人は、「申立人を記憶している。私も D 社

に夫婦で勤務していた。私の厚生年金保険の被保険者記録は確認できるが、F業務を担当していた妻の記録は無い。」と供述しているところ、当該同僚に係る被保険者原票の被扶養者氏名欄には、その妻の名が記載されていることが確認できるとともに、別の同僚一人は、「D社には、申立人夫婦以外にも夫妻で勤務していた者がいた。」と供述しているところ、当該同僚が姓名を挙げた者に係る被保険者原票の被扶養者氏名欄には、その妻の名が記載されていることが確認できる。

加えて、申立人は、「D社は、E社の仕事を請け負っていた。」と供述していることから、E社及び同社が加入しているK健康保険組合にも照会したが、同社は、「申立人の記録は見当たらない。」、同組合は、「昭和56年までにおいて組合員資格を喪失した者の記録は廃棄処分した。」と回答している。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①を含む昭和45年11月16日から50年12月16日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の記録は見当たらない。

さらに、前述の適用事業所名簿によると、D社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人は、「当時の事業主であった元夫は既に亡くなっている。」と供述していることから、申立人の申立期間①における勤務実態、事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「G県H町に帰郷してすぐに、私の元夫はJ社を設立した。」と供述しているところ、商業登記簿謄本によると、J社は昭和50年9月12日付けで登記され、申立人は同社が登記されている全ての期間（昭和50年9月12日から平成8年6月1日まで）において同社の取締役として就任していたことが確認できることから、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、L年金事務所は、「G県における事業所記号番号払出簿及びその他の記録にも、『J社』という事業所名での厚生年金保険の適用事業所の記録は見当たらない。」と回答している。

また、前述の商業登記簿謄本によると、J社は平成8年6月1日に解散しており、申立人は、「当時の事業主であった元夫は既に亡くなっている。」と供述していることから、申立人の申立期間②における勤務実態、事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の

当該期間における厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月 1 日から 7 年 8 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）を途中で退職することなく、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 7 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、A社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録が確認できる上、申立人が同社から支給された給与の振込先である預金口座の取引記録により、6 年 3 月から 7 年 9 月までの期間において同社から給与が振り込まれていることが確認できることから、期間の特定はできないものの、申立期間において申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、「当社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により申立人が厚生年金保険の被保険者期間であったことが確認できる期間については厚生年金保険料を給与から控除していた。しかし、それ以外の期間については、試用期間又は時給契約の雇用形態であり厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったため、給与を支払っていたとしても、当該給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、オンライン記録により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険料の控除等に関する供述を得られない。

さらに、被保険者名簿に記載されている被保険者記録並びにC企業年金

基金及び企業年金連合会が保管する申立人の厚生年金基金の加入員記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

なお、申立人は、申立人が所持する厚生年金基金連合会が交付した「年金支給義務承継通知」（平成8年6月3日付け）のA社に係る厚生年金基金に加入していた期間の欄に、「資格取得年月日 平成2年12月1日」及び「資格喪失年月日 平成7年9月1日」と記載されていると供述しているところ、このことについて、企業年金連合会は、「実際には、継続加入を意味するものではなく内容は平成2年12月1日～平成4年2月1日、平成7年8月1日～平成7年9月1日ということになります。」と回答している。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は申立期間においてA社に勤務していたとして申し立てているところ、申立期間のうち、平成4年6月1日から7年8月1日までの期間についてはD社（申立期間当時は、E社。更にその後、D社からF社に変更。）に係る申立人の雇用保険の被保険者記録が確認できる。

また、前述の預金口座の取引記録によると、申立期間のうち、平成4年6月から6年3月までの期間においてE社から給与が振り込まれていることが確認できるが、オンライン記録に申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらず、同社の当時の事業主に照会したものの、申立人の同社における申立期間に係る勤務実態や事業主による厚生年金保険料の控除などについて確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月 1 日から 62 年 8 月 1 日まで
私は、A社（現在は、B社）に、当時の同社役員と、前職で受け取っていた給与（20 万円）と同額の給与を支払うとの約束で入社したにもかかわらず、オンライン記録では申立期間の標準報酬月額が低く記録されている。
申立期間について、A社から 20 万円の給与が支給され、これに見合った厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社の採用に当たり、当時の同社役員からそれまで勤務していた会社で受け取っていた給与（20 万円）と同額の給与を支払うとの約束で入社したので、これに見合った厚生年金保険料が給与から控除されていたはずであると主張している。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によると、申立人のA社に係る同資格の取得時（昭和 59 年 12 月 1 日）賃金月額は 9 万円と記録されており、オンライン記録の標準報酬月額（9 万 2,000 円）と符合していることが確認できる。

また、B社は、「申立期間に係る関連資料を保管しておらず、報酬月額の届出及び保険料の納付状況について記録がなく不明である。」と回答している。

さらに、申立期間当時、A社の役員であった者は、「申立人に対し、いくら給料が欲しいか聞いた記憶はあるが、その金額は記憶していない。私は、社会保険事務所（当時）に提出する書類を作成していなかったため、同事務所に届け出た報酬月額及び給与からの保険料控除額についても記憶していな

い。」と供述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、申立人の申立期間の標準報酬月額記録は、遡及して訂正されている等の不自然さは認められない上、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。